

横浜市開発事業の調整等に関する条例の 同意基準の一部改定について

1 趣旨

横浜市開発事業の調整等に関する条例の「雨水流出抑制施設」及び「遊水池等」に関する同意基準について、実態に即した基準とするよう、一部改定を予定しています。

2 改定の概要 詳細は、新旧対照を御覧ください。

(1) 開発事業の雨水流出抑制施設に関する基準（条例第 18 条第 5 号）（新旧対照：1 ページから 3 ページ）

- ア 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置計画にあたって、配慮すべき区域を明確化します。
- イ 雨水調整池等の構造細目を実状の運用に合わせた基準に変更します。
- ウ 雨水流出抑制施設全体の長期保全を目的とした看板の設置を義務付けます。

(2) 開発事業の遊水池等に関する基準（条例第 18 条第 6 号）（新旧対照：4 ページから 5 ページ）

- ア 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置計画にあたって、配慮すべき区域を明確化します。
- イ 遊水池等の構造細目を実状の運用に合わせた基準に変更します。

【問合せ先】指導部宅地企画課
電話：045-671-2945